

埼玉県特別高圧受電事業者等支援金交付要綱

(目的)

第1条 県は、特別高圧電力価格の高騰に鑑み、その影響を緩和するため、緊急的措置として県内で特別高圧電力を使用している中小企業等に対して、予算の範囲内において特別高圧受電事業者等支援金（以下、「本支援金」という。）を交付する。

2 本支援金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

一 特別高圧電力 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧により供給される電力

二 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下、「中小企業法」という。）第2条第1項に規定するもの

三 中小企業者等 中小企業者及び常時使用する従業員の数が中小企業法第2条第1項各号に定める従業員の数（主たる事業の属する業種による）以下の会社以外の法人（国及び法人税法別表第1に規定する公共法人を除く）

四 みなし大企業 次のアからウのいずれかに該当する、中小企業者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

五 工業団地 一定の区画の土地を工業用地として整備し、そこに立地した工場等を組合員とする事業協同組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定するもの。ただし、定款に共同受電に関する事業が定められている場合に限る。）

六 商業施設等 複数のオフィス・店舗等が一の建築物に入居している施設等

七 オフィス 事務室、事務所など主に事務作業を行う部屋・スペース

八 店舗等 客に対し対面で直接的に小売りや飲食、サービスの提供を行う場所及びそれに付随する区画

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、県内で特別高圧電力を使用している中小企業者及び工業団地並びに県内で特別高圧電力を使用している商業施設等に入居している中小企業者等とする。ただし、みなし大企業を除く。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付対象者としなない。

(期間及び交付額)

第4条 本支援金の交付対象期間は、令和5年4月から9月（第Ⅰ期）及び10月から令和6年3月（第Ⅱ期）とする。

2 県内で特別高圧電力を使用している中小企業者及び工業団地への交付額は、電気使用量により算定するものとし、その単価等は別表1のとおりとする。

3 県内で特別高圧電力を使用している商業施設等に入居している中小企業者等への交付額は、商業施設等の入居床面積により算定するものとし、その単価等は別表2のとおりとする。

(交付の申請等)

第5条 本支援金の交付を受けようとする者は、申請書兼請求書（様式第1号）を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書は、本支援金交付決定通知後、規則第13条の規定による報告書を兼ねるものとする。

3 第1項の申請書兼請求書の請求書は、本支援金の額の確定通知後、効力を発するものとする。

(添付書類)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号の書類は省略するものとする。

2 規則第4条第2項第5号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 特別高圧電力を使用していることがわかる書類（商業施設等があらかじめ県に提出していた場合等を除く）

二 特別高圧電力の使用実績がわかる書類（商業施設等に入居している中小企業者等を除く）

三 商業施設等の入居状況、期間及び床面積がわかる書類（商業施設等に入居している中小企業者等に限る）

四 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合を除く）

五 本支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）

- 六 申請に関する誓約書並びに暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- 七 その他、知事が必要と認める書類

（交付決定の通知等）

- 第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の確定通知は交付決定・確定通知書（様式第3号）のとおりとする。
- 2 知事は、本支援金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（本支援金の支払い）

- 第8条 本支援金の支払いは、精算払いによるものとし、前条第1項の額の確定通知後、第5条第3項による請求に基づき行う。

（状況報告及び是正措置等）

- 第9条 知事は、本支援金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本支援金の交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告を求めることができる。
- 2 知事は、前項の検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

（重複受給の禁止）

- 第10条 本支援金の交付を受けた者は、本支援金の交付対象期間における特別高圧電力の使用に関して、この要綱で定める支援金以外の一切の補助金等を県から受給してはならない。

（決定の取消し等）

- 第11条 知事は、交付決定後に申請者が交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、本支援金の支払後においても適用があるものとする。
- 3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

（その他）

- 第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月17日から施行する。

別表1 特別高圧電力を使用している中小企業者^{※1}及び工業団地^{※2}

電気使用月		単価
4月～8月	第Ⅰ期	3.5円/kWh
9月		1.8円/kWh
10月～3月	第Ⅱ期	1.8円/kWh

※1 商業施設等に入居している中小企業者を除く。

※2 組合員である中小企業者（みなし大企業を除く）に限る。

別表2 特別高圧電力を使用している商業施設等に入居している中小企業者等

入居種別	単価		
	第Ⅰ期		第Ⅱ期
	4月～8月	9月	10月～3月
オフィス	6.5円/m ²	3.3円/m ²	3.3円/m ²
店舗等	9.5円/m ²	4.8円/m ²	4.8円/m ²

※1 床面積は、施設所有者などと締結した賃貸借契約等に記載された賃借面積

※2 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に入退居があった場合、期間に応じて算定する。